

令和5年度自転車活用等促進事業委託業務 企画提案指示書

1 業務名

令和5年度自転車活用等促進事業委託業務

2 業務の目的

「北海道自転車条例」（平成30年北海道条例第42号）が掲げる理念の実現に向け、「第2期北海道自転車利活用推進計画（以下「第2期計画」という。）」（令和3年3月策定）の着実な推進を図るため、自転車が持つメリット・効果や正しく安全な自転車利用の啓発を通じて、環境負荷の低減や健康増進等を含むSDGsの推進や観光振興等にも資する自転車の幅広い利活用を促進する。

3 委託業務の内容

「第2期計画」に基づく幅広い分野にわたる総合的な取組として、自転車の利活用促進に向けた訴求力のある効果的な事業を実施することとし、日常的に自転車を利活用している方だけでなく、大人から子どもまでの幅広い層が関心を持って参加できる取組とする。

【(1) 及び (2) の共通事項】

実施に当たっては、民間企業や各種団体と連携し、集客力や事業効果を高めるための工夫や仕掛けを取り入れた内容とすること。また、イベント集客数の実績値やマップ製作数による評価だけでなく、事業効果が図られるような適切な指標を設定すること。

(1) 自転車利活用促進PRのための大規模体験型イベントの実施

次の①から⑥の全てを満たすイベントであること。

- ① 会場は札幌市内とし、5,000人程度の参加及び集客が見込める大規模施設又は隣接する複数の施設も活用しながら年1回（オンシーズン中）2日間にわたり開催すること。
- ② VR技術等を活用しながら参加者が自転車で道内観光地や名所等の周遊体験が実感できるようなイベントとすること。
- ③ 様々な種類の自転車の試乗が可能で、試乗用のコースやスペースがある又は設置することができるイベントとすること。
- ④ 自転車に乗り始める子ども向けにキックバイク体験コーナーを設置するなど、親子で自転車に関心を持つような仕掛けを取り入れること。
- ⑤ 改正道路交通法を踏まえ、自転車の安心・安全な利用のために、乗車用ヘルメットの着用や自転車保険加入について啓発を行うイベントとすること。
- ⑥ イベント開催に当たっては、各種広報媒体を効果的に活用し、幅広い層に周知すること。

(2) サイクルオアシスマップの製作及び活用

サイクリストが休憩できる場として、令和4年度に北海道が道内に整備した「サイクルオアシス」を、道民をはじめとする自転車利用者に広くPRする業務として次の①から③の全てを満たすこと。

- ① 全道24カ所のサイクルオアシスや主要なサイクリングルートが掲載されたサイクルオアシスマップを製作すること。また、併せてサイクルオアシスの場所に関する座標データを整理の上、提供すること。
- ② サイクルオアシスマップの製作に当たっては、全道版マップ及び地域版マップ（4地域：道東、道央、道北、道南）を電子版（イラストレーター）と紙版（各400部）で製作すること。

- ③ 全道のサイクルオアシスの活用促進に向け、製作したサイクルオアシスマップを活用したイベントを行うなど、効果的なPRを行うこと。

(3) 報告書の作成

- ① 「3 委託業務の内容」の項目ごとに、具体的な実施方法、内容、会場、取り入れた工夫や仕掛けを取りまとめた事業実施結果報告書を作成すること。

なお、イベント集客数等の実績値による結果の報告だけでなく、適切な指標に基づく委託業務の効果に関する評価を含むこととし、紙媒体により2部（正本1部、副本1部）及び電子媒体1部により提出する。

- ② 本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

5 提案及び審査の項目

提案及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程表
3	実施方策
	①自転車利活用促進PRのための大規模体験型イベントの実施
	②サイクルオアシスマップの製作及び活用

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税

- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和5年（2023年）5月18日（木）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和5年（2023年）5月18日（木）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎4階）

北海道総合政策部地域創生局地域政策課地域活力係（担当：香取、金子）

電話 011-204-5791 F A X 011-232-1053

電子メールアドレス sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp